

海賊に対する拿捕国以外の刑事裁判管轄権についての判断

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成25年2月1日

【事件番号】 平成23年(合)第77号

【事件名】 各海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反被告事件(通称「ソマリア海賊裁判」)

【裁判結果】 「被告人兩名をそれぞれ懲役10年に処する。」

【参照法令】 刑法60条、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律3条2項・1項(2条1号)

【掲載誌】 判例集等未登載

LEX/DB 文献番号 25500936

事実の概要

1 裁判所の認定した「罪となるべき事実」は、以下の通りである。被告人A、B兩名は、C及び分離前の相被告人Dと共謀の上、私的目的で、平成23年3月5日午後10時12分頃(現地時間同日午後5時12分頃)、北緯16度00分、東経62度51分付近のアラビア海の公海上において自動小銃を発射しながら、航行中のバハマ国船籍のオイルタンカーG号に小型ボートで接近し、乗り移った上、そのレーダーマストや船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなどの一連の行為により、船長Eら乗組員24名を脅迫し、さらに、操舵室内に押し入って操縦ハンドルを操作した後、G号の操縦をさせようと前記乗組員らを捜し回るなどし、前記乗組員らを抵抗不能の状態に陥れてほしいままにその運航を支配する海賊行為をしようとしたが、同月6日午後5時22分頃(現地時間同日午後零時22分頃)、北緯17度00分、東経58度50分付近のアラビア海の公海上において、G号の救助に駆けつけた米国海軍兵士に制圧されたため、その目的を遂げなかった。

2 さらに、判決文において以下の事実も認定されている。被告人らが米国海軍に拘束されてから、東京海上保安部は、アラビア海の公海上で行われた本件海賊行為の捜査をした上で東京地方裁判所に逮捕状の請求をし、裁判官から逮捕状の発付を受け、さらに、被告人らを逮捕するためにアデン湾沖へ向かった。その後、日本の海上保安

官は、平成23年3月11日に被告人らを逮捕し、その際、逮捕状(写し)のほか、ソマリ語で「日本の法律に基づく海賊行為の容疑で逮捕する」旨の記載がある「逮捕手続き対話カード」や、「あなたには、弁護人を頼む権利がある」旨の記載がある「弁解録取対話カード」を示したが、被告人らに識字能力がなかったため、翌12日、ソマリ語の通訳人を介し、口頭で被疑事実の要旨及び弁護人選任権を告げた。そして、被告人らは、航空機で日本に護送され、同月13日には東京地方裁判所で裁判官の勾留質問を受け、その翌日には、それぞれにつき弁護人が選任された。

3 弁護人は、「国際法上の管轄権の不存在」を主張すると共に、引き渡し行為等に関して、それ自体の行為及び引き続き公訴の提起の違法・無効の理由付けとして、「国際人権法違反性」を主張し、公訴棄却を求めた。

判決の要旨

(国際法上、関係する部分に限定する。)

「まず、国際法上の管轄権について、国連海洋法条約100条は、『すべての国は、最大限に可能な範囲で、公海その他いづれの国の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力する。』と定めている。海賊行為が公海上における船舶の航行の安全を侵害する重大な犯罪行為であることや、海賊行為をめぐる国際社会の対応等の歴史的な沿革を踏まえ、その規定の趣旨を勘案すると、

海賊行為については、旗国主義の原則（公海において船舶は旗国の排他的管轄権に服するというもの）の例外として、いずれの国も管轄権を行使することができるという意味での普遍的管轄権が認められているものと解するのが相当であり、弁護人が指摘する国連海洋法条約 105 条の存在によっても、拿捕を行った国以外の国が刑事裁判管轄権を行使することは妨げられないというべきである。」

「このように、被告人らの引渡しと逮捕、その後の弁護人の選任までの一連の手続は、種々の制約がある中で可及的速やかになされたとみることができる上、その逮捕手続についても、海上保安官は、令状主義の精神に則り、被告人らに対して逮捕の理由と弁護人選任権を告知するよう努めたことがうかがわれるから、弁護人が指摘する事情を考慮しても、被告人らに対する逮捕手続等に公訴の提起を無効とするような違法があるとはいえない。また、その後の被告人らとの意思疎通が二重通訳になるなどしたからといって、そのことをもって本件公訴の提起が違法になるとは解されない。（改行）被告人らの防御権の侵害を理由とする弁護人の主張は、いずれも理由がない。」

判例の解説

本件判決には、憲法、刑事訴訟法上の論点も存在するが、国際法上の論点に焦点を当てて、解説を行う。

一 国際法上の司法管轄権の存否

1 法的争点

本判決において、最重要な国際法上の論点は、司法管轄権（裁判管轄権につき、本稿ではこの用語を用いる。以下、同様）の行使について、国連海洋法条約上、どのような「限定」が付されているかという問題である¹⁾。公海条約 11 条を引き継いだ国連海洋法条約（以下、特に表記がなければ同条約）105 条、の文言は、「いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができる。拿捕を行った国の裁判所は（傍点、評者）、科すべき刑罰

を決定することができるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。」としている。拿捕、すなわち執行管轄権行使については、「いずれの国も」とされており、最広義の普遍的管轄権（判旨のいう、「いずれの国も管轄権を行使することができるという意味」）である趣旨は明確であるのに対して、司法管轄権については拿捕国のみに言及している。そこで、この「限定」の具体的な法的意義が問題となる。言い換えれば、拿捕国でない場合にも、最広義の普遍的司法管轄権が認められるかどうかという問題と整理される。

実際、本件において、米国が拿捕国であり、日本は拿捕国ではないため、この点が重要な争点とされた。この点、判決は、上記のように、「拿捕を行った国以外の国が刑事裁判管轄権を行使することは妨げられない」という結論を述べる。しかし、その理由付けについて、判旨は、協力義務（100 条）に言及した後、「海賊行為が公海上における船舶の航行の安全を侵害する重大な犯罪行為であることや、海賊行為をめぐる国際社会の対応等の歴史的な沿革を踏まえ」、「その規定の趣旨を勘案する」とした上で、普遍的管轄権が認められると解するが、特に 105 条の「拿捕国」以下の文言を具体的にどう理解したかが不明確である。

2 当事者の主張

弁護側は、「コメンタール」²⁾と国会答弁を援用し、この文言により「刑事裁判管轄権」が日本には存在しないとして、公訴棄却を主張する。これに対する検察側の反論内容は、弁護側の主張と判例評釈³⁾を参照して推測すると、(1) 協力義務（100 条）の条文の趣旨から、105 条を解釈し、拿捕国が第三国に対して、双方同意の上で行う、海賊被疑者の身柄引き渡しと当該第三国における刑事処分を排除していない⁴⁾、(2) 関連国連安全保障理事会（以下、安保理）決議（1918 号、1950 号）は、全ての国に対して、ソマリア沖で拘束された海賊被疑者の訴追を要請している、(3) 実際に、ソマリア沖で拘束された海賊被疑者を第三国に引き渡して訴追する例が多数あり、安保理も、この努力を賞賛しており、立法当時の政府答弁もこれに沿っている、というものであろう。

これに対する弁護側の再反論は、(1)100 条に

については、協力要請にすぎず、(2) 安保理決議に関しても、国連加盟国に対し、第三国から海賊被疑者の身柄の引き渡しを受けて訴追することを求めているものではない、とする。さらに、(3) 第三国に引き渡し、訴追された例については、(i) ロシアからイエメンに引き渡された例は、沿岸国に引き渡された例と限定的に解し、(ii) ケニアの例については、(2010 年段階で) ケニアが刑事裁判管轄権を否定し、引き渡し拒否をしているため、前例としての意味を失ったとする。また、補充的に、拿捕国・第三国が合意の上、身柄の引き渡しと第三国による訴追等の刑事処分が国際法上排除されない場合があるとしても、105 条の規定からすれば、それは例外的な場合にすぎず、日本のような、関連性のない第三国に国際法上の管轄権が認められるかは、国際法上極めて疑問、と主張する。

3 法的意義

前記 105 条の解釈については、実際に学説上も、この文言や公海条約の草案作成にあたった国際法委員会コメンタリー(「本条は、いずれの国にも海賊船舶(及び海賊に捕らわれた船舶)を捕らえ、自国の裁判所において裁く権利を付与している。この権利は、他国の管轄権下の場所において行使し得ない。」⁵⁾)を根拠として、この「限定」を強調して指摘する学説も有力に存在する(ただし、その「限定」がいかなる法的効果を有するか、例えば、禁止まで意味するのかは、必ずしも明確でない)。しかしこの点、同コメンタリーは、むしろ執行管轄権の限界のみを指摘したか、あるいは異例ではあるが、他国内での裁判、例えば歴史上存在した船上の即決裁判を想定していると推測する方が、より自然な解釈と考えられる。いずれにせよ本件との関係では、拿捕国以外の国による司法管轄権行使に対して、このような「限定」が禁止規範を意味するかどうか、焦点と考えられよう(厳密な意味での許容「規則(rule)」が明示的に存在しなければ、日本法上、司法管轄権が存在しないという考え方も理論的にあり得ないわけではないが、解釈論としては困難と考えられる)。

これに対して、本条は司法管轄権行使の禁止という意味での「限界」を付したのではないとする諸見解が存在するが、これには、検察側の主張と同様、論拠が様々に分かれる。まず、近時のソ

マリア海賊に関して他国に移送することへの抗議がない点をその根拠とすることは、本件限りの理由付けとはなり得るが(その意味では、本件でこの点をより強調することはあり得たであろう)、最重要利害関係国がソマリアに限定されているために、国家実行の一般性は不十分であり、条約自体の一般的解釈としては十分とはいえないであろう(利害関係国による同意ないし黙認と捉えるべきもの)。また、海賊についての(慣習国際法上の)普遍的管轄権を根拠とする見解も、拿捕国としての執行管轄権とは別個・単独に、司法管轄権行使が普遍的に認められてきたことが論証される必要がある。さらに、協力義務規定(100条)を根拠とする見解は、そのみで、関係国が有する具体的な法的利害を上回る規範的根拠となり得るかを、さらに慎重に検討する必要がある。

確かに、この制限的文言は、起草経緯からは直接には明らかではないものの、偶然とは考えにくい。その意味でとりわけ注目されるのは、その同条約成立の背景として、それ以前の国家実行・学説において、様々な立場の対立が見られたことである。そのため、公海条約起草時には、利害関係諸国の管轄権競合問題が意識されており、その解決を必要としていたと見るのが自然である。

以上を踏まえた上で、最も重要な意義を有するのは、条文の具体的文言とその国連海洋法条約上の体系的な位置付けである。この 105 条は、拿捕国について権利方式の文言(例えば、英文: may decide、仏文: peuvent se prononcer)を用いていることから、以下のような解釈を導くことができる。すなわちまず、拿捕国の司法管轄権行使は、利害関係国その他の第三国に対する権利(一般的対抗力ともいう)として認められるということである。一方、普遍的な司法管轄権は、(1) 禁止されてはならず(そのような場合は、英文: shall not、仏文: ne devoir pas を用いる)、(2) ただし、(拿捕国に対しては対抗力はないが、)他の利害関係国に対しては、(拿捕国がそれらの国に対しても持つような)法的な優先関係を当然には有してはいない、ということを示している。このような理解は、Djibouti Code of Conduct (IMO Doc. C 102/14, Annex, 3 April 2009) が、拿捕国の司法管轄権は「放棄(waive)」可能な「第一次的権利(primary right)」と規定していることから(4条7項)、より明確に窺うことができる。

なお、このような拿捕国優先の規範的根拠が何かを直接に示す文書はないが、敢えていうならば、特に刑事法的側面においては、以下のように考えられよう。まず、海上交通の一般的危険の排除の観点から、処罰の意思と能力を持つ場合はまずは拿捕国に司法管轄権行使を認めることの方が確実であり望ましいと考えられることに加えて、さらに、保持する身柄や証拠の観点からは、拿捕国は領域国に類すると考えられることから他の国よりも望ましい点である。

いずれにせよ、司法管轄権は、拿捕国が行使しない場合、(1) 他の利害関係国や、(2) 場合によっては（特に利害関係国の反対がなければ）その他の国により（最広義の普遍的管轄権）行使されることも、条約の趣旨に反するものではなく、協力義務（100条）の観点からは望ましいとさえ考えられよう。

二 国際人権法違反性

1 法的争点

引き渡し行為等自体及び引き続き公訴提起の違法・無効については、判決は、逮捕手続等において公訴提起を無効とする違法性の存在を否定し、公訴提起についても違法性を否定したが、その理由付けは簡略である。

2 当事者の主張

弁護側から、その理由付けにおいて、「国際人権法違反性」の根拠として援用されたのは、国際人権自由権規約であり、具体的な条文は以下の通りである。逮捕の理由の告知・法律で定める手続・刑事上の罪に問われて身体を拘束された者が速やかに裁判官の面前に連れて行かれる権利（9条1、2、3⁶⁾項）、被告人らの理解する言語で速やかにかつ詳細にその性質及び理由を告げられる権利（14条3項(a)）、自ら選任する弁護人と連絡する権利（同条同項(b)）、迅速な裁判を受ける権利（同条同項(c)）、被告人の反対尋問権（同条同項(e)）、である。それらの違反が問題とされる具体的事実としては（複数の条文に関わるため、上記の順に対応するものではないが）、引き渡しまでの日数、逮捕以降の弁護人選任権の告知、「逮捕手続き対話カード」で十分かどうか、起訴状の翻訳文送付問題、裁判官の勾留質問までの日数、通訳人が十分に確保されていない点、「目撃証人」の出頭確保

の可能性等が挙げられている。

3 法的意義

海賊の訴追、特に身柄の「移送」に伴う、国際人権保障に関しては、欧州人権条約の先例等が存在する⁷⁾。本件では、(1) 国際人権規約が適用法として問題となったが、当事者双方とも、適用可能性を争っていないこと、さらに、(2) 通訳人問題が大きな問題となった点が、固有の意義を有すると考えられる。

●—注

- 1) 本問題に関しては、拙稿「国際法上の海賊に対する国家管轄権の拡張——国連海洋法条約の妥当性と限界をめぐって」志林 110 巻 4 号（2013 年）105～135 頁、特に 107～111 頁。
- 2) Satya N. Nandan and Shabtai Rosenne eds., *United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982: A Commentary*, Vol. III (1995), 105.10(c), p. 216.
- 3) 中村功一「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反の罪の成立が認められた事例」研修 780 号（2013 年）15～28 頁。
- 4) 中谷和弘「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」ジュリ 1385 号（2009 年）68 頁を参照し、立論したものと推測される。
- 5) *Yearbook of the International Law Commission*, 1956, Vol. II, p. 283.
- 6) (自由権規約) 一般的意見 8 も援用されている。
- 7) 例えば、以下の文献参照。西村弓「海賊行為に対する管轄権行使」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例の研究（第 2 号）』（海上保安協会、2010 年）70～84 頁、坂元茂樹「ソマリア沖で拘束した海賊に対する対応について」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例の研究（第 3 号）』（海上保安協会、2011 年）85～99 頁。

●—参考文献

（注記以外のもの）：坂元茂樹「普遍的管轄権の陥穽——ソマリア沖海賊の処罰をめぐって」松田竹男＝田中則夫＝薬師寺公夫＝坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造Ⅱ』（東信堂、2012 年）156～192 頁、瀬田真「海賊行為に対する普遍的管轄権の位置づけ——管轄権の理論的根拠に関する再検討」早稲田法学会誌 63 巻 2 号（2013 年）119～164 頁。

法政大学教授 森田章夫